

# 教職員の長時間過密労働の抜本的な解消を求める10の提言

2018.2.28

子どもと教育・くらしを守る徳島県教職員の会

(略称・徳島県教職員の会)

〒771-0190 徳島市川内町鶴島115

黄金ビル1階 徳島労連事務所内

電話 088-665-6644

## はじめに

徳島県教職員の会は、小・中学校における教職員の長時間過密労働の解消を求めて、ここに下記の提言を公表し、改善に向けた教職員を含む国民的・県民的な議論と政府・文部科学省や教育委員会などの責任ある対応を期待するものです。

## 1. 教職員の勤務実態とその問題点

### (1) 全国と徳島県の教員勤務実態調査結果について

#### ①全国調査について

文科省が2016年10月、11月に全国の小・中学校を対象に実施した教員勤務実態調査（以下文科省「実態調査」）の結果は、10年前の2006年調査よりもいっそう時間外勤務が増大し、教職員の働き方がますます深刻な事態となっていることを示すものです。

文科省「実態調査」では、教員の1日当たりの「学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）」（以下「学内勤務時間」）は、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分であり、所定内労働時間を大きく上回っていることが明らかになりました。

2006年の前回調査と比べて、小学校は平日で43分、土日で49分、中学校は平日で32分、土日で1時間49分も増加しています。1週間当たりの「学内勤務時間」数が60時間以上と答えた人は、小学校で33.5%、中学校で57.6%にのぼります。週60時間以上の勤務は、1か月あたりに換算すると、厚労省が過労死ラインとしている月80時間を超える時間外勤務をおこなっていることとなります。

#### ②徳島県調査について

徳島県教育委員会が、昨年10月（県立学校は8～10月）に徳島県内の公立学校で実施した時間外勤務調査結果（速報値）においても、全国調査と同様の長時間過密労働の実態が明らかになっています。

調査は「学内勤務時間」に限られていますが、県内の市町村立中学校教員一人当たりの月平均残業

時間が83時間36分と、80時間超が目安の「過労死ライン」を上回っています。また、市町村立小学校教員の平均残業時間は56時間32分となっています。

「学内勤務時間」の上に自宅での教材研究やテストの採点、書類作成・書類整理などを加えると、中学校は過労死ラインを大幅に越える100時間前後、小学校は過労死ラインの80時間前後と推測されます。驚くべきは、この数字が「平均」だということです。残業が月50時間の人もいれば130時間の人もいることになります。仮に130時間ならば、平日5時間前後の実質的な残業です。8時間勤務後に5時間の仕事ということは、1日の半分以上が仕事ということになります。

### ③教職員の日常生活犠牲の上に成り立つ日本の教育現場の異常

徳島新聞(2018.1.21付)の「教育は今—徳島の現場から—」は、ベテラン教員のある1日を紹介していました。それによると、朝7時30分に出勤し、夜8時30分まで勤務し、さらに自宅でテストの採点や教材研究などを行っています。1日に半分を超える13時間も学校にいて、その後も自宅で仕事をしているのです。こうした日々が、ほぼ連日だと推測されます。

また、多くの教員には、労働基準法に定められた休憩時間が実質的にはありません。他の労働者は、職場を離れ、自由にゆっくり昼食を取ったりして、気分転換・リフレッシュできます。しかし、給食指導や昼休みの生徒対応があるため、休憩することができないのです。仕事を、ノンストップで1日中していることとなります。ですから毎日の勤務時間は、建前は7時間45分、1時間の休憩となっていますが、多くの職場で、実質8時間45分の連続勤務です。この上に時間外労働があるのです。

生きるうえでの必要最低限の睡眠・食事・入浴・洗面等以外のほぼ全てが仕事という教員は、相当数にのぼると推測されます。憲法に規定されている「健康で文化的な生活」とはほど遠いものであり、いつ、過労死が現実のものになったとしても不思議ではありません。

日本の教職員は、学校教育だけでも極めて多忙であるにもかかわらず、社会体育・家庭教育・地域行事等にも幅広くかかわっています。日本の教育は、自分の健康や家庭生活を犠牲にした教職員の善意と献身的な努力に頼ってきたといえるのではないのでしょうか。

こうした中で、世界中をさがしてもあり得ないような長時間過密労働の現実、あつてはいけないような現実があります。こうした事実を直視し、1日も早く是正する必要があります。

## (2) 全国と徳島県の調査結果から分かること

①教職員の長時間過密労働が、日常的にどの学校にも厳然と存在していること。

②教職員の長時間労働の実態と「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)の規定との間には著しい乖離があること。

③現在の教職員定数のままでは、時間外勤務の実態は解消されることはなく、教職員の命と健康が絶えず脅かされる状況にあること。そして、子どもたちが、命と健康を脅かされている教職員に教えられているということ。

### (3) 過労死ラインまで合法化する安倍政権の「働き方改革」の流れでは是正できない

安倍政権は、全国学力テストや小学校英語、道徳の教科化などを、教育現場の意向を無視して教育現場に次々と押しつけ、長時間過密労働を一層深刻にしてきました。文部科学省は、勤務時間内に仕事を終えるようにとの姿勢を示していますが、安倍政権は、長時間過密労働問題で必要不可欠な大幅な教職員増と少人数学級の実現に極めて冷淡です。

労働基準法は第32条で労働時間について、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない」とし、時間外勤務が例外的な措置であることを条文で規定しています。

憲法25条が国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障していることから明らかに、8時間働けばまともに暮らせることが原則です。現在進められている安倍政権による「働き方改革」は、時間外労働を過労死ラインまで「合法化」するもので、本末転倒も甚だしい過労死促進の「働かせ方改革」といわなければなりません。こうした流れでは、教職員の異常な長時間過密労働を是正することはできないと考えます。

### (4) 教職員の長時間過密労働は、子どもの教育条件の劣悪さ・教育を受ける権利の侵害

私たちが利用する飛行機のパイロットやバスの運転手が、過労死ラインを上回る長時間過密労働を強いられるとしたら、安心して交通機関を利用できません。それは、教育の現場においても同じではないでしょうか。

教職員の長時間過密労働は、肉体的にも精神的にも教職員を追いつめ、子どもたちの教育にゆとりを持って専念することを困難にしています。「教材研究ができなく、子どもたちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」などの教職員の現状から、この問題を教職員の健康問題にとどまらせず、「教育の質」を確保し、向上させる課題としてとらえる必要があります。

日本政府も採択しているILO / UNESCO「教員の地位に関する勧告」は、「教員の労働条件は、効果的な学習を最もよく促進し、教員がその職業的任務に専念できるものでなければならない」(8項)、「教員は価値ある専門家であるから、教員の仕事は、教員の時間と労力が浪費されないように組織され援助されなければならない」(85項)と謳っています。子どもたちの笑顔輝く学校づくりのために、教職員が専門性を発揮し、ゆとりを持って教育活動をすすめられる職場環境が重要であることは、世界の常識です。

教職員が、人間にふさわしい勤務条件を確保することは、教職員にとっても子どもたちにとっても極めて重要です。現在の長時間過密労働を抜本的に、しかも早急に改善することが求められています。

## 2. 教職員の長時間過密労働の要因

全国的に長時間過密労働が深刻さを増していることは、この問題の要因が、個々の学校の組織運営体制や教職員個人にはないということを意味しています。そして、本当に教職員の長時間過密労働を解消しようとするなら、その要因を明らかにすることが不可欠だということです。

徳島県教職員の会は、長時間過密労働の根底には、次の5つの要因があると考えます。

(1) 安倍「教育再生」の諸政策が、教職員に長時間過密労働を強いていること。

安倍「教育再生」の特徴は、次の3つだといえます。

- ①教職員を管理の対象と見て、教職員の専門性の発揮・尊重という立場にはないこと。
- ②全国一斉学力テストにおける学校ごとの成績公表を認めることに象徴される競争主義を推進すること。
- ③「チームとしての学校」を押し出しながら、教職員集団のチームワークを高めるのではなく、「校長のリーダーシップの発揮」の名で教職員への管理強化を図ること。

政府・文科省は、教育条件整備に力を注ぐことなく、また、これまでの政策に対する十分な検証や総括をすることなく、新たな政策を次々と教育現場に押しつける姿勢をとってきました。そして、これに教育委員会が追随してきたことが教育現場の多忙化に拍車をかけているといえます。

(2) 学習指導要領の押し付けが、教育と教職員からゆとりを奪い、長時間過密労働の温床となり、教職員を心身ともに追いつめていること。

改訂学習指導要領は、「道徳」を「特別の教科」としたり、画一的な学習方法を教育現場に押し付けたりして、教職員に新たな課題を課しています。そのうえ、小学校段階からの外国語教育を実施して授業時数をさらに増大させるものとなっています。また、「授業時数の確保」が強調され、週時数が増え、長期休業の短縮や土曜授業などが広がり、年間を通じて子どもと教職員の負担を増大させています。

(3) 政府・文科省が予算の増額を怠り、少人数学級の実現や教職員の持ち授業時間の軽減など、子どもと教育、教職員にゆとりをもたらす施策に力を注がなかったこと。

文科省「実態調査」の集計（速報値）で、「小学校では担任児童数が多いほど、平日の学内勤務時間全体及び成績処理に係る業務時間が長い傾向にある」とされています。学級規模を小さくすることが、文科省がかかげる「子どもと向き合う時間の確保」にもつながることを示しています。

しかし、政府・文科省は、そのための大幅な教職員増には取り組んでいません。

(4) 安倍政権の経済政策である「アベノミクス」にみられるような政策が、貧困と格差をいっそう拡大し、子どもたちの教育を担う教職員の職務上の課題が質的にも量的にも増大していること。

具体的には、医療や福祉の後退、安倍「働き方改革」による労働基準法の改悪を含めた働くルールの規制緩和などがあげられます。日本の勤労者の収入は1997年以降減少傾向にあり、年収300万円未満の「働く貧困」層と非正規労働者が増大しています。それは、子どもたちの保護者の「働き方・働かされ方」にも色濃く反映しています。ダブルワーク・トリプルワーク、深夜労働・変則勤務も特異なことではありません。また一人親家庭の増加、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応

などは、社会的にも特別な手立てが求められる重要な課題となっています。

- (5) 放課後の部活動指導に時間が奪われ、授業準備や会議の時間が勤務時間外になってしまうことが少なくないこと、平日の活動そのものが勤務時間外まで設定されていること、練習や試合のために休日がなくなることなど。

上記のような実態を放置し、その改善の責任を学校現場や部活顧問個々に転嫁してしまっていることが事態をより深刻なものにしています。子どもたちの心身の発達への影響の観点も含め、行政が実効あるガイドラインを示し、教職員と子ども双方の心身の健康を守る手立てが緊急に求められます。

### 3. 教職員の長時間過密労働の 抜本的な解消に向けた10の提言

#### —— 教職員の大幅な増員なくして長時間過密労働の抜本的な解消なし ——

教職員の勤務条件は、子どもたちの教育条件でもあります。徳島県教職員の会は、長時間過密労働をなくし、教職員も子どもたちも、共に生き生きと活動できる学校になることを願い、以下の10の提言をするものです。

なお、提言では詳しくは言及していませんが、教育現場における多忙化の根底には、改定教育基本法・安倍教育再生・学習指導要領・新自由主義等による様々な教育現場に対する管理統制があるといえます。行政機関が、これを控え、教育条件整備に力を尽くすことが重要であると考えます。

長時間過密労働をなくすうえで、決定的に重要なのは、提言(1)にある「教職員の大幅な増員」であることを冒頭で指摘しておきたいと思えます。「教職員の大幅な増員」を抜きにした様々な「改善策」や「働き方改革」なるものは、小手先のものに過ぎず、根本的な解消にならないということです。

- (1) 教職員を大幅に増やして、少人数学級の実現や持ち授業時数の上限設定をすること。また、授業準備にかかる時間を勤務時間内に保障すること。

教員の遅配置・欠配置をなくし、臨時教員の生活を守るために、臨時教員の待遇を改善すること。

①欧米諸国の多くは30人以下学級です。40人という日本の学級定数は異常な多さです。分かる授業という点からも、成績処理などの業務時間削減という点からも、少人数学級を実現することが必要です。政府・文科省は、教職員の増員をともなった30人以下学級を早急に実施すべきです。

②教職員一人の持ち授業時間数に上限を設定し、子どもたちの教育に必要な不可欠な授業準備や研修の時間を確保することです。教科・道徳・特別活動等を含めた週の総授業時数の当面の上限を小学校20時間、中学校18時間、高校15時間とし、さらなる改善をしていくべきです。

③文科省は国会の場で、「一時間当たりの指導時数に対しまして、その準備等の校務にかかるものがそれと同程度ということになる計算でございます」(第192回国会 衆院文部科学委員会2016年11月2日)と答弁しています。しかし、多忙を極める教育現場では、多くの教職員が学校内での長時間過密労働を終えた後、自宅での教材研究を余儀なくされています。「授業準備にかかる時間を、勤務時間内に保障すること」という、

極めて当然のことを、実現することが求められています。

教職員の長時間過密労働の解消は、真に子どもたちと直接かかわる物理的・精神的な余裕を生み出します。教職員がゆとりを持って授業準備ができること一つとっても、まさしく子どもたちにとっての教育条件の向上です。

OECD（経済協力開発機構）は昨年、2014年の加盟各国の国内総生産（GDP）に占める小学校から大学までに相当する教育機関への公的支出の割合を公表しました。日本は3.2%で、比較可能な34カ国のなかで最低です。最高のデンマーク6.3%の半分です。少人数学級の実現や持ち時間数の上限設定、授業準備にかかる時間を勤務時間内に保障することなどは、日本がOECD平均の4.4%まで引き上げ、その一部をまわすだけで直ちに実現できます。最も金を出さない政府が、教職員に最も長い勤務時間（2013年OECD調査）を強いているのです。

政府・文科省などの行政機関には、教育内容に対する異常なまでの干渉をやめ、教職員を増やすなどの教育条件整備にこそ力を注ぐことを求めます。

④少なすぎる教職員であるにもかかわらず、産休や病休に入る教員が出た場合、その補充がすぐになされない事例が急増しています。補充の臨時教員が配置されるまで、他の教員が今まで以上の授業を担当することになり、多忙は極限に達します。臨時教員不足問題の根底には、臨時教員の待遇の悪さがあります。徳島県は、早急に臨時教員の給与格付けの上限を撤廃するなど、抜本的にその待遇を改善すべきであると考えます。

## （2）過度な競争主義と管理統制の中心になっている学力テストの悉皆調査を廃止し、削減された予算を教育条件整備に充てること。

学力テストの悉皆調査により、学校が教育機関からテスト対策機関になりつつあるとさえいえます。本番の学力テストに向けた過去問や予備テストを繰り返す、日々の授業より、学力テストで1点、2点を上げるテスト対策が幅をきかせる傾向がみられます。こうした中、業間がなくなったり、給食の時間が短くなったりして、子どもたちの豊かな学校生活に影響を与えています。教職員も、日々の授業よりもテスト対策や予備テストの採点・データの入力等に追われる実態があります。そして、学力テスト結果で、学校や教職員、子どもたちに対する一面的な評価を行う傾向さえみられ、教職員も子どもも、そして学校全体が学力テストに振り回されている異常事態もみられます。まさに、「そのけそのけ学力テストが通る」です。学力テスト実施で得るものより、失われるものの方が、はるかに大きいといえます。

多額の予算を使う全国一斉学力テストを、悉皆調査から抽出調査に改めるか、廃止すべきです。「学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等」の関わりなどは、毎年、悉皆調査をしなくてもわかります。抽出や廃止により、削減された予算を、少人数学級等の教育条件整備にまわすことができます。全国学力テストによる学校間や市町村、都道府県段階にいたるまでの競争に代表されるような競争主義的で、しかも管理主義的な教育政策を抜本的に転換することが重要になっています。

## （3）教職員の専門性を尊重しない教育行政の姿勢を改め、押しつけの研究発表や研究授業・研修参加ではなく、自主的な研修を最大限尊重すること。

学力テスト対策等を意識した画一的指導方法の押しつけ、教職員の自主的権限に対する介入・干渉がみられるようになっていきます。子どもたちの教育にかかわる指導方法や教育計画の立案作成、学級経営の進め方等、子どもたちの実態や現状と課題に応じた適切な指導をすすめる教職員としての自主的権限を最大限保障する立場に立つことが大切です。

各種団体等の研究発表会などは、教職員の意思を無視して実施されることがないようにし、研修参加の割り当て・押しつけではなく、教員の自主的な研修を尊重するようにすべきです。また、教育委員会の学校訪問も、押しかけ訪問ではなく、教職員の必要に応じたものにすべきです。

いずれにしても、様々な問題を、職員会議などを通じて教職員が活発に議論し、職員合意で進んでいくことが大切だといえます。

**(4) 部活動（体育部・文化部）において、活動の位置づけを確認し、一部に根強くある勝利至上主義を改め、大会開催や参加のあり方・休養日の確保・教職員の大幅増員等の有効な施策を具体化すること。**

部活動は意義もありますが、教職員の長時間労働や過度な取り組みによる子どもたちの教育上の問題も生じています。部活動の位置づけを明確にするなかで、体罰を根絶し、一部に根強くある勝利至上主義を改め、中学校の全国大会開催の見直しを含む大会開催のあり方、参加の仕方などを検討する必要があります。これによって、部活動にともなう教職員の長時間労働の是正が前進すると考えます。

教職員や子どもたちの生活にゆとりを生み出し、子どもたちの多面的な成長・発達に意義のある休養日を休日1日を含む週2日以上確保すること、1日の時間制限を設けること、長期休業期間に一定期間の学校閉庁と一体化した休養日を確保することなどを検討課題とすべきと考えます。また、地域や子どもたちの状況を考慮したうえで、顧問等の教職員の意見を尊重しながら、必要に応じて外部指導者を招いたり、「部活動指導員制度」を慎重に検討・活用したりすることも考えられます。

なお、「提言（1）」にある教職員の大幅な増員は、顧問である教職員の部活負担を軽減することにつながる極めて重要なことです。

**(5) 以下の業務等を廃止・精選等を行うこと。**

①台風時の宿日直勤務、給食費・学習教材費等の徴収・管理、校内の修繕などの教育活動とはいえない業務を教員の仕事からはずすこと。

②学校行事、出張・諸会議や地域等の諸行事への参加、登下校指導、校外見回り、諸計画作成、調査統計報告書類、外部からの依頼による応募、外部からの配布物、校内一斉除草作業等は、一度立ち止まり、教育上の必要性や必要不可欠なものであるか否か等の立場から教職員の意見を尊重しながら、簡素化・精選・廃止・他に委託等を行うこと。

**(6) 土曜授業や長期休業短縮の見直しをすること。**

土曜授業・長期休業短縮は、その意義よりも負担の大きさが目立つように考えます。建前や「教育熱心な教育委員会・学校」をアピールするのではなく、意義や子どもたち・教職員の負担などを改め

て問い直しながら、縮小・廃止の議論を行うことが必要であると考えます。

(7) 多忙のために取れない年休，取れない休憩という違法ともいえる状況を早急に改善し，人間として当たり前の生活ができるようにすること。

(8) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)の名称を「教育職員の労働時間の適正な管理と給与等に関する法律」に改め，以下の重点を盛り込んだものとして改正すること。

① 「教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は，政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」としている給特法第6条および，それに基づく「原則として時間外勤務を命じないものとする」とした政令を堅持すること。

② 教育職員の勤務時間管理が服務監督権者の責任であることを明文化し，各学校における校長による適正な勤務時間管理を制度化すること。

③ 法律及び条例で，限定4項目の場合も含め，週当たりの実労働時間の上限を規定すること。

④ 実労働時間が法定労働時間を超えた場合には，労働基準法第37条に準じて計算した時間外勤務手当を支払う旨の規定を設けること。また，そのための予算を政府・文科省の責任で確保すること。

⑤ 教職調整額については，現実に勤務した時間に対する事後的な精算という性格の賃金の一部支給と見て，これを超える時間外労働があった場合には精算すること。

(9) 任命権者と服務監督権者，管理職は労働基準法や労働安全衛生法にもとづき，学校現場の実情に応じた環境整備をおこない，教職員の命と健康を守るために責任ある役割を果たすこと。

① すべての教育委員会ごとに，総括安全衛生委員会を設置すること。

② 学校の人員規模にかかわらず，衛生委員会を設置し，産業医を配置すること。

③ 正確な勤務時間把握と安全配慮義務の履行など，教職員の命と健康を守る啓発活動を含めた適切な対応を実施すること。

④ 義務化されたストレスチェックを活用した職場環境の整備等をおこなうこと。

(10) 教職員の長時間過密労働の実態と上記9項目の提言等を行政機関が真摯に受けとめ，教職員の長時間過密労働の解消に向けて，教職員や教職員団体等との誠実な協議・意見交換の場を持つこと。

以上